



利用できないって、言われたい？



## A. サービス提供拒否は禁止されているんだ。

[障がい福祉事業](#)では、正当な理由がない限りサービスの提供拒否を行うことはできないんだ。特に、障がいの程度(重度・軽度)や所得の多寡(多い少ない)を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されているよ。

正当な理由、っていうのは以下の場合に限られるよ。

- ・利用定員を超える利用申込みがある場合
- ・入院治療の必要がある場合
- ・主たる対象とする障がいの種類が異なる場合で、適切なサービスを提供できない場合

でも、支援の不十分さを伝えて利用申込者のほうから断るように仕向けるのも、ダメだよ。それは正当な理由、には当てはまらないからね。

利用申し込みがあったけれど適切なサービスを提供することが困難と判断したなら、スムーズに適切な他の事業所を紹介するようにしなければいけないんだ。

うちは利用していただけません、で済ましてちゃいけないんだよ。

ちゃんと他の事業所を紹介するように決められているんだ。

[《MENU》](#)

[《規程等\(手順書\)ってなに？](#)

[療育手帳ってどういうもの？》](#)

2021-10-18 掲載